

障害児通所支援事業（個別サポート加算（I）関連QA）

Q1 個別サポート加算（I）は、障害児通所受給者証にはどのように印字されるのか

個別サポート加算（I）がある場合、受給者証に「個別サポート加算（I）」と表示されます。

個別サポート加算（I）がない場合は、特段何も印字されません。

（従来の指標該当のように、該当でない場合に「無し」とは印字されません。）

Q2 4月利用分について、どのように確認して、請求をすればいいのか

4月利用分から「個別サポート加算（I）」を請求することは可能です。

障害児通所受給者証の一括再交付は行わないため、以下に基づき、既存の障害児通所受給者証で、請求対象かどうかの確認をお願いします。

サービス	確認方法	請求方法
児童発達支援	未就学年齢全員が個別サポート加算（I）の対象 支給決定（重心）の場合は、非重心型の事業所のみ、個別サポート加算（I）の対象	請求時に「個別サポート加算（I）」を算定して請求
放課後等デイサービス	指標該当「有」かどうかを受給者証で確認。「有」の場合、個別サポート加算（I）の対象 支給決定（重心）の場合は、非重心型の事業所のみ、個別サポート加算（I）の対象	

Q3 重症心身障害児で決定されている場合、個別サポート加算（I）はどうなるのか

支給決定の種類が（重心）の児童が、重心型の事業所を利用した場合は、個別サポート加算（I）の対象にはなりません。

支給決定の種類が（重心）の児童が非重心型事業所を利用し、基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算（I）も算定可能です。

障害児通所受給者証の一括再交付は行わないため、既存の障害児通所受給者証を確認し、4月利用分から個別サポート加算（I）を請求することが可能です。

個別サポート加算（I）の対象の有無

	支給決定の種類（児発・放デイ共通）	
	支給決定（重心）	支給決定（基本）
重心型事業所	対象外	Q2に該当する場合、請求可能
非重心型事業所	全件、請求可能	Q2に該当する場合、請求可能